西郷村自主防災組織活動育成事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　村は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第５条第２項の規定及び西郷村地域防災計画に基づき、災害時等における地域住民による初期消火及び避難体制などの整備強化を図るため、自主防災組織の結成、育成及び活動するための事業等に対して、西郷村補助金等の交付等に関する規則（昭和４９年西郷村規則第１３号、以下「規則」という。）、西郷村補助金等交付基準（平成２８年西郷村訓令第１号）及びこの要綱の定めるところにより、西郷村自主防災組織活動育成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

（補助の対象）

第２条　この要綱における補助金の対象となる団体は、地震、風水害、火災その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、被害を防止し、若しくは軽減予防するため、住民が連携して、地域の実情に応じ自主的に設置運営する自主防災組織（以下「組織」という。）をいう。

　（補助対象事業等）

第３条　補助対象事業、補助対象事業者、補助対象事業経費及び補助金の額は、別表第１、別表第２及び別表第３のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第４条　規則第４条第１項の規定により、前条の補助金の交付を受けようとする組織の代表者（以下「申請者」という。）は、西郷村自主防災組織活動育成事業補助金交付申請書（様式第１号)により行うものとする。

２　規則第４条第２項第２号に規定する別に定める書類は、事業計画書のほか、別表第４に定める書類とする。

　（補助金の交付決定及び決定通知）

第５条　村長は、前条の規定による補助金の申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類等を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、交付を決定した場合は、西郷村自主防災組織活動育成事業補助金交付決定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

　（補助金等の交付の条件）

第６条　規則第６条第１項第１号に規定する別に定める軽微な変更は、補助対象経費間における20パーセント以内の変更とする。

（変更承認の申請）

第７条　規則第６条第１項の規定に基づき村長の承認を受けようとする場合は、西郷村自主防災組織活動育成事業補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第５号）を提出するものとする。

２　村長は、前項に規定する申請があった場合は、内容を審査し、承認をした場合は、西郷村自主防災組織活動育成事業補助金（変更・中止・廃止）承認決定通知書（様式第６号）により申請者に通知するものとする。

　（申請を取下げることができる期日）

第８条　規則第８条第１項に規定する別に定める期日は、交付決定の通知を受理した日から起算して20日を経過した日までとする。

　（概算払）

第９条　村長は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金については、概算払の方法により補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

２　申請者は、概算払の方法により補助金の交付を受けようとするときは、西郷村自主防災組織活動育成事業補助金概算払請求書（様式第７号）に必要な書類を添えて村長に提出しなければならない。

　（補助事業の実績報告）

第10条　申請者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して２ヶ月以内、又は当該年度の３月31日（補助金が概算払により交付された場合は、当該年度の翌年度の４月15日）のいずれか早い日までに、西郷村自主防災組織活動育成事業補助金実績報告書（様式第８号）に別表第４に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

２　村長は、申請者より実績報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、西郷村自主防災組織活動育成事業補助金額確定通知書（様式第11号）により申請者に通知するものとする。

　（補助金交付の請求）

第11条　申請者は、前条の規定により補助金額確定通知を受けたときは、西郷村自主防災組織活動育成事業補助金交付請求書（様式第12号）を村長に提出しなければならない。ただし、概算払により交付決定額の全額を交付されたときは、この限りでない。

（資機材等の保管）

第12条　資機材等を購入した組織は、当該資機材等に「自主防災資機材」である旨明示し、消防団資機材とは別に保管し、適正な維持管理に努めなければならない。

　（財産処分の制限）

第13条　当該補助事業により購入した資機材等の処分制限期間は、５年とする。

（組織認定基準）

第14条　村長は、次の各号に適合するものを組織として認定する。

(1)　行政区や自治会等を単位とした住民により、自主的に結成されたものであること。

(2)　会長、副会長、会計、情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班及び避難所運営班、監事などを編成し、かつ、その役割分担に基づいて活動する組織であること。

(3)　自主防災組織結成届により村長に届出をしていること。

（結成の指導）

第15条　村は、組織の結成について、その結成を働きかけるとともに、第２条の規定及び別表第５に適合する組織となるよう指導するものとする。

（結成の届出）

第16条　申請者は、第14条に適合する組織を結成する時には、西郷村自主防災組織結成届出書（様式13号）及び必要な書類を添えて村長に届け出なければならない。

２　前項の規定により、届出のあった組織について、西郷村自主防災組織台帳（様式第14号）により管理し、総務課において備えておくものとする。

（育成指導方針）

第17条　村は、組織の育成について、地域住民の自主性を尊重し、地域の実情に応じた組織作りを働きかけるとともに、災害発生の際に充分な防災活動が行われるよう指導するものとする。

２　村は、防災関係機関と相互に協力し、組織の育成指導に関する業務を積極的に実施するものとする。

（消防団員の役割）

第18条　消防団員は、組織の訓練指導及び育成にあたるものとするが、有事の際には消防団長の指揮の下、消防団活動に従事するものとする。

　（証拠書類の保存）

第19条　申請者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

（補則）

第20条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成３０年１２月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助対象事業 | 補助対象事業者 | 補助対象事業経費 | 補助金の額 |
| 1.自主防災組織結成事業 | 新規に結成しようとする自主防災組織 | 結成説明会等の開催、結成に必要な消耗品代、会場使用料、その他新たな自主防災組織の結成に必要な事業に要する経費 | 別表第２及び別表第３の額の合計（別表第２及び別表第３の額の合計が20万円を超える場合にあっては、20万円） |
| 2.自主防災組織活動事業 | 結成した自主防災組織 | 地区防災計画、防災カルテ、防災マップ等の作成・印刷、啓発チラシの作成・印刷、避難行動要支援者個別計画の作成、事業に必要な消耗品代、その他自主防災組織の活動において必要な事業に要する経費 | 別表第２の構成世帯数に応じた額 |
| 3.自主防災組織育成事業 | 結成した自主防災組織 | 防災訓練の実施、防災研修会等の開催及び受講、先進地視察研修、事業に必要な消耗品代、その他自主防災組織の育成において必要な事業に要する経費 | 別表第２及び別表第３の額の合計（別表第２及び別表第３の額の合計が20万円を超える場合にあっては、20万円） |
| 4.資機材等整備事業 | 新規に資機材等を整備する自主防災組織 | メガホン、消火器、救助用工具、担架、避難誘導旗、腕章、強力ライト、非常持出袋、その他自主防災組織の整備に必要な資機材及び備蓄食糧の購入に要する経費 | 別表第２の構成世帯数に応じた額 |
| 5.資機材等更新事業 | 結成から５年以上を経過した自主防災組織又は資機材等更新事業の実施から５年以上を経過した自主防災組織 | 同上 | 別表第２の構成世帯数に応じた額 |

注1）1又は4の事業については、1組織当たりの補助金は初めの1回に限る。

注2）2、3又は5の事業については、1組織当たりの補助金は年1回に限る。

注3）事業を重複して実施する場合は、その事業ごとに補助金の申請を行うこととする。

注4）算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

別表第２（第３条関係）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象事業  構成世帯数 | 自主防災組織結成事業 | 自主防災組織活動事業 | 自主防災組織育成事業 | 資材等  整備事業 | 資材等  更新事業 |
| 40世帯未満 | （基本額）  30,000円 | 50,000円 | （基本額）  30,000円 | 50,000円 | 25,000円 |
| 40世帯以上80世帯未満 | 60,000円 | 80,000円 | 40,000円 |
| 80世帯以上120世帯未満 | 70,000円 | 110,000円 | 55,000円 |
| 120世帯以上160世帯未満 | 80,000円 | 140,000円 | 70,000円 |
| 160世帯以上200世帯未満 | 90,000円 | 170,000円 | 85,000円 |
| 200世帯以上 | 100,000円 | 200,000円 | 100,000円 |

別表第３（第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象事業 | 金額 | |
| 自主防災組織結成事業 | 世帯割額  （加算額） | 結成した世帯数に800円を乗じた額 |
| 自主防災組織育成事業 | 参加割額  （加算額） | 参加人数に800円を乗じた額（ただし、当該自主防災組織の加入世帯数に800円を乗じた額を限度とする） |

別表第４（第４条及び第10条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象事業 | 申請時添付書類 | 実績報告時添付書類 |
| 1.自主防災組織結成事業 | 事業計画書（第2号様式）  収支予算書（第3号様式） | 事業報告書(第9号様式)  収支決算書（第10号様式）  補助金交付決定通知書（写）又は補助金（変更・中止・廃止）承認決定通知書（写）  ※自主防災組織結成届  ※自主防災組織規約  ※自主防災組織図 |
| 2.自主防災組織活動事業 | 事業計画書（第2号様式）  収支予算書（第3号様式） | 事業報告書（第9号様式）  収支決算書（第10号様式）  補助金交付決定通知書（写）又は補助金（変更・中止・廃止）承認決定通知書（写） |
| 3.自主防災組織育成事業 | 事業計画書（第2号様式）  収支予算書（第3号様式） | 事業報告書（第9号様式）  収支決算書（第10号様式）  補助金交付決定通知書（写）又は補助金（変更・中止・廃止）承認決定通知書（写） |
| 4.資機材等整備事業 | 事業計画書（第2号様式）  収支予算書（第3号様式）  資機材購入見積書（写） | 事業報告書（第9号様式）  収支決算書（第10号様式）  補助金交付決定通知書（写）又は補助金（変更・中止・廃止）承認決定通知書（写）  領収書（写）  資機材写真 |
| 5.資機材等更新事業 | 事業計画書（第2号様式）  収支予算書（第3号様式）  資機材購入見積書（写） | 事業報告書（第9号様式）  収支決算書（第10号様式）  補助金交付決定通知書（写）又は補助金（変更・中止・廃止）承認決定通知書（写）  領収書（写）  資機材写真 |

注1）※に係る書類は、1の事業が完了し組織の結成ができる状態となった時に届出る。

（補助資機材例）

|  |  |
| --- | --- |
| 初期消火 | 消火器、消火器ボックス、ヘルメット、小型動力ポンプ、ホース、管鎗、鳶、バケツ、など |
| 救出救護 | 担架、救急箱、救助用ロープ、チェーンソー、ハンマー、バール、スコップ、ジャッキ、ゴムボート、携帯用投光器、鋸、掛矢、軍手、ツルハシ、斧、ナタ、ペンチ、ブルーシート、ライフジャケット、梯子、ＡＥＤ、など |
| 避難誘導 | メガホン、非常用ローソク、懐中電灯、誘導旗、腕章、車いす、誘導棒、など |
| 食糧備蓄 | 水（缶、ペットボトル）、アルファ米、乾パン、その他非常食、など |
| 避難所運営 | 簡易トイレ、簡易ベット、発電機、投光器、毛布、コードリール、テント、間仕切りテント、ろ水機、炊出用かまど、ガソリン携行缶、鍋・釜類、水タンク、給水袋、土のう袋、など |
| その他 | 防災備蓄倉庫（設置工事が伴うものの工事は対象外）、机、椅子、など |
| 補助対象外経費 | 工事費、塗装費、修理費、手数料、賃借料、使用料、など |
| カメラ、ビデオ、パソコン、映写機等の啓発用資機材、など |
| 燃料等の備蓄食糧以外の消耗品、など |
| 消火栓、埋設管、井戸（工事を要するもの。）、など |

注1）上記に含まれていない資機材で災害用に用いる資機材と認められるものについては対象とするが、あらかじめ協議すること。

別表第５（第15条関係）

　　　　　　　　　　　　　○○○自主防災組織図【例】

会長

【代表者氏名】

救出救護班

【班長氏名】

【班員氏名】

消火班

【班長氏名】

避難誘導班

【班長氏名】

【班員氏名】

【班員氏名】

【班員氏名】

会計

【氏名】

給食給水班

【班長氏名】

避難所運営班

【班長氏名】

監事

【氏名】

副会長

【氏名】

参与・顧問等

【消防団員】

【班員氏名】

【班員氏名】

情報班

【班長氏名】

【各班の具体的活動内容】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 班名 | 平常時の活動 | 災害時の活動 |
| 情報班 | ■組織編成及び各班との連絡調整  ■情報伝達方法（連絡網等）の整備  ■地区防災計画、防災カルテ及び防災マップ等の作成  ■情報収集伝達訓練 | ■被害状況、危険箇所の把握及び情報伝達  ■被災者、避難者の把握及び情報伝達  ■災害対策本部との連絡調整  ■各班との連絡調整 |
| 消火班 | ■防火意識の普及高揚  ■初期消火の協力体制づくり及び資  機材の確保  ■水利の把握（消防団と連携）  ■消火訓練 | ■初期消火の実施  ■消防機関等への連絡  ■消防団との連携 |
| 救出救護班 | ■救出、救護訓練  ■医療機関等との協力体制の確保  ■救出、救護資機材の確保  ■応急手当知識の習得 | ■救出・救護活動  ■応急手当等の実施  ■消防機関等への連絡  ■医療機関等への搬送 |
| 避難誘導班 | ■防災マップ等による危険箇所の確  　認  ■避難場所、避難経路等の周知  ■避難誘導訓練  ■避難行動要支援者の把握及び個別  計画の策定 | ■避難経路の安全確認及び危険所の規制  ■避難行動要支援者の状況確認  ■避難誘導  ■避難場所等での混乱防止 |
| 給食給水班 | ■給食資機材の確保  ■給食拠点等の把握  ■給食物資確保に向けた協力体制づ  くり  ■炊き出し訓練 | ■不足資機材の調達  ■給食物資等の調達及び配分  ■炊き出しの実施  ■避難所運営班との連携 |
| 避難所運営班 | ■避難所の安全点検  ■避難所運営に係る資機材等の確保  ■避難所運営マニュアルの整備（行政  との連携）  ■避難所運営訓練 | ■避難所の安全確認  ■避難所の開設・運営（行政と連携）  ■不足資機材の調達  ■給食給水班との連携 |